相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍韓国、最後の住所岡山市南区藤田八八八番地五

被相続人　亡　岩城相中こと　李　相中

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月十九日

事務所岡山県倉敷市松島一一二九―二トピアM三〇二

相続財産管理人　弁護士　呉　裕麻

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県八幡浜市保内町川之石一番耕地一六一番地四、最後の住所愛媛県西宇和郡伊方町河内一九一六番地

被相続人　亡　大本　英人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月十九日

愛媛県大洲市中村二三一愛媛舗道ビル二階一号　村上勝也法律事務所

相続財産管理人　弁護士　村上　勝也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県佐世保市保立町一一七番地、最後の住所長崎県佐世保市天神町一八九三番地一八

被相続人　亡　北野　栄治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月十九日

長崎県佐世保市若竹台町二一六番地二七、事務所長崎県佐世保市木場田町一番一号

相続財産管理人　田中　勝芳

無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地管理を行うために、無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十七年六月十九日

一　墳墓等所在地　福岡県北九州市小倉南区大字石原町一〇〇番

一　墳墓等の名称　石原町地区共有墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　すべて不詳

一　改葬を行おうとする者　福岡県北九州市小倉南区大字石原町三五七番地　石原町地区共有墓地代表者　佐田　稔

連絡先　大應寺　電話〇九三―四五一―〇一七一

無縁墳墓等改葬公告

専福寺墓地内の無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十七年六月十九日

一、墳墓等所在地　佐賀県佐賀市柳町三番一三

一、墳墓等の名称　専福寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　三十五番山田家　山田助作、山田清太郎　三十六番藤田家　藤田幸兵助、藤田幸兵衛

一、改葬を行おうとする者　佐賀県佐賀市柳町三番一三　専福寺　住職代務　藤木　徳仁

公示送達

伊勢崎都市計画事業三郷第三土地区画整理事業に係る左記一の者に対する土地区画整理法第百三条第一項の規定による換地処分の通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第百三十三条第一項の規定により、書類の送付に代えて通知の内容を次のとおり公告します。

記

一、書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

伊勢崎市安堀町一一一番地二　猿渡匡行

住所　不詳

二、通知の内容

土地区画整理法第百三条第一項の規定により、伊勢崎都市計画事業三郷第三土地区画整理事業の換地計画において定められた事項について、別紙明細書及び換地図のとおり、換地処分をします。なお、別紙明細書及び換地図は掲載を省略し、それらを伊勢崎市今泉町二丁目四一〇番地伊勢崎市役所の掲示板において掲示します。

（教示）

一、この通知について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に、伊勢崎市長に審査請求することができます。

二、また、この通知があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、伊勢崎市三郷第三土地区画整理組合を被告として、行政事件訴訟法による処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、右記一の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、処分の取り消しの訴えを提起することができます。

平成二十七年六月十九日

群馬県伊勢崎市今泉町二丁目四一〇番地

伊勢崎市三郷第三土地区画整理組合

理事長　細野　静夫

債権申出の公告（第三回）

当基金は、平成二十七年五月二十九日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年六月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年六月十九日

京都府京都市伏見区竹田向代町四八―三

京都府トラック事業厚生年金基金

代表清算人　家原利一良

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成27年６月19日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①東京建物不動産販売株式会社　②国土交通大臣(10)2885　③代表取締役　種橋牧夫　④東京都中央区八重洲一丁目４番16号　廃止した従たる事務所　東京都中央区八重洲一丁目４番16号　東京建物不動産販売株式会社　代表取締役　種橋牧夫

①東京建物不動産販売株式会社　②国土交通大臣(10)2885　③代表取締役　種橋牧夫　④東京都中央区八重洲一丁目４番16号　廃止した従たる事務所　東京都新宿区西新宿１―25―１　新宿センタービル47階　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都中央区八重洲一丁目４番16号　東京建物不動産販売株式会社　代表取締役　種橋牧夫

①株式会社ＬＩＸＩＬ　②東京都知事(2)84162　③代表取締役　藤森義明　④東京都江東区大島二丁目１番１号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都江東区大島二丁目１番１号　株式会社ＬＩＸＩＬ　代表取締役　藤森義明

①アーク東短オルタナティブ株式会社　②東京都知事(1)97363　③代表取締役　棚橋俊介　④東京都中央区八重洲二丁目２番１号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都中央区八重洲二丁目２番１号　アーク東短オルタナティブ株式会社　代表取締役　棚橋俊介